

水道料金、下水料金、下水料金督促手数料及び下水料金延滞金に係る指定公金事務
取扱者の委託について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 にて準用するとされている地方
自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、水道料金、下水料
金、下水料金督促手数料及び下水料金延滞金に係る指定公金事務取扱者を次のとおり委託
したので、その旨を公表します。

- 1 指定公金事務取扱者の名称、所在地
株式会社電算システム 代表取締役 高橋 譲太
岐阜市日置江 1 丁目 58 番地
- 2 公金事務に係る歳入
水道料金、下水料金、下水料金督促手数料及び下水料金延滞金
- 3 2 の歳入等の指定公金事務取扱者に指定した日及び委託した日
令和 6 年 6 月 3 日